

地域文教委員会 送付 5-12

千代田区立富士見小学校体育館照明設備LED化等改修工事の工期短縮を
求める陳情

受付年月日 令和 5 年 3 月 6 日

陳 情 者	提 出 者	1 名
	署 名 者	2 1 8 名
	計	2 1 9 名

陳情書

令和5年3月6日

千代田区議会議長 桜井 ただし 様

件名 千代田区立富士見小学校体育館照明設備LED化等改修工事の工期短縮を求める陳情

陳情者

(他 229 名)

住所

〒

電話

理由

1. 千代田区教育委員会より、千代田区立富士見小学校体育館の照明設備LED化及び天井改修工事（以下「本件工事」という。）が、令和5年4月24日から8月31日までの4か月間にわたって実施する予定である旨、令和5年2月22日付け富士見小学校保護者向けの通知において示され、本件工事に伴い、体育館が4カ月間に渡り全面使用禁止となることとされている。
2. 本件工事は、令和4年5月15日から8月31日までに実施することとされていたところ、資機材調達に遅れが生じていること等から、延期されたものである。
3. 体育館は、学校の体育の授業のほか、併設する児童館の児童生徒における放課後及び夏季休業期間中の活動場であるとともに、こども園の児童の運動遊びの場、園行事の会場ともなり、また、富士見小学校児童が所属する各スポーツクラブをはじめとした地域のスポーツ活動や地域活動に幅広く利用されている。
4. 上記の保護者向け通知では、工事期間中の対応について、体育等の教育活動場所として近隣の体育館を借用する旨が示されているが、移動時間や利用頻度を考えると、通常の教育時間が確保されるはずもなく、教育の質の低下は避けられない。また、貸与する学校においても、施設を他校に提供することによる教育活動への弊害が懸念される。

また、富士見小学校の近隣には、同体育館と同様のスペースで一般に開放される施設はなく、同体育館の代替となるような地域住民にとって利用しやすい施設はない状況である。



5. よって、4カ月間に渡り同体育館が使用できないことは、学校の体育授業のみならず、児童館・こども園の活動、スポーツ・地域活動の場を失い、学校教育を通じた児童・生徒の健全な発育活動を阻害し、地域活動の停滞・萎縮を招くものであり、地域生活に多大な影響を与えるものである。
6. 本件工事の必要性については理解できるが、令和4年の工事を予定していた際、令和4年5月中旬から約2か月間、体育館を封鎖し、養生はしたものの足場を組むこともなく何ら工事は進展せず、LED化工事のための資機材搬入もされないまま、無用に体育館使用が全面禁止され、上記2.に記載のとおり資機材調達ができないと翌年度に繰り越された経緯がある。

また、令和5年度の本件工事について準備期間が1年程度あったにもかかわらず、工期の短縮どころか令和4年に予定していた工期よりも3週間も工期が延びていることの正当性が全く不明である。

これらのことから、令和5年度実施予定の本件工事について、4カ月という工期を妥当とする根拠が何ら示されていないため、漫然と4カ月という工期を設定し、体育館使用を禁止しているという疑念を禁じ得ない。
7. 小学校児童の保護者の方で、現に一級建築士として業に従事する方に、工事内容及び方法、その方法による工期の妥当性について意見を伺ったところ、効率的に実施すれば、工期を半分（2カ月）程度まで短縮できるとの見解もある。

したがって、区教育委員会は、体育館が学校教育及び地域活動の重要な場であることを考慮し、工事による影響を最小限度に留めるよう、効率的かつ最短の工期で工事を実施するよう配慮し、請け負う工事事業者に対して必要な措置を講じさせるべきである。
8. 以上のことから、区教育委員会に対して、本件工事が与える多大な影響を考慮し、工期を短縮し、体育館使用禁止の期間を最大限に縮小することを求めるとともに、工期が短縮できない場合には、区において、当該工期とすることがやむを得ない理由及びその妥当性、その妥当性を検証した検討経緯と客観的評価も含めて、小学校児童保護者及び地域住民に対して十分な説明を行うよう求める。

以上